

メールウイルスチェック利用規程

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下「当社」といいます)は、「メールウイルスチェック(プラス)」(以下「本サービス」といいます)について、当社の提供するインターネットマンションサービス「WAKWAK ビアル(BB-EAST)」、「WAKWAKビアル」、「インターネットマンションシステム(IMS)」、又は「ビアルNT」(以上のサービスについて、以下「インターネットマンションサービス」といいます)の契約者(以下「契約者」といいます)に対し、以下のように利用規定(以下「本規定」といいます)を定めます。

(本規程の範囲および変更)

第1条 本規定は、インターネットマンションサービスの利用条件等について当社が定めた利用規約並びに利用規程、または会員規約(以下「インターネットマンションサービスの利用規約並びに利用規程」といいます)に基づく個別規定に該当し、インターネットマンションサービスの利用規約並びに利用規程の一部を構成します。契約者は、本規定について、インターネットマンションサービスの利用規約並びに利用規程とともに遵守するものとします。

2. 当社は、当社が必要と判断する場合は、契約者の承諾を得ることなく、本規定を変更でき、契約者は当社からの通知をもって、これを承諾するものとします。

(本サービスの内容)

第2条 当社は、本規程に基づくサービスにおける電子メールの送信または受信された電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス(以下、ウイルスといいます)について、ウイルスを検知します。受信時にウイルス感染していると判断された電子メールの受信者への中継を拒否します。また、送信時に電子メールがウイルス感染していると判断された場合は、SMTP のセッションにおいてウイルス感染のため電子メールを送信しない旨をエラーコードとメッセージを返答することにより通知します。

2. ウイルス検知は本サービスの登録が完了した時点からとなりますが、本サービスの登録完了以前にWAKWAKの電子メールサーバに蓄積された電子メールについてのウイルス検知は行いません。

3. すべてのウイルスを検知することを保証するものではなく、新種のウイルス等に対して対応できない場合があります。

(注)電子メールの送信時については本サービスのお申込の有無にかかわらず、ウイルス検知を行います。

(利用契約の申込)

第3条 本サービスの利用を希望する者は、あらかじめ本規定を承認のうえ、当社が指定する所定の手続に従って申込手続きを行っていただきます。

(利用契約の成立)

第4条 申込者は、本規定に拘束されることを承諾していただきます。本規定を承諾いただき、オンラインサインアップにより申し込みをする場合は、オンラインサインアップ用のフォーマットに従い必要事項をご記入の上、送信ボタンを押下してください。また、書面により申し込みをする場合は、当社所定の様式に必要事項をご記入の上、当社宛ご提出いただけます。利用契約は、インターネットマンションサービスの利用規約並びに利用規程の「利用契約の申込」(WAKWAK利用規約第6条、又はインターネットマンションシステム利用規約第7条、又はビアル NT 利用規約第7条)に規定する利用契約の申込を承認し登録が完了した日(以下「登録日」といいます)に成立するものとします。

(利用条件)

第5条 契約者は、契約者が前条の申込時に申請したメールアドレスにより受信される電子メールのウイルスチェックを行う目的にのみ、本サービスを利用することができるものとします。

(補償および責任の制限)

第6条 当社は、本サービスの正確性、完全性、有用性、特定目的適合性等を含む一切を保証するものではなく、本規定で特に定めのない限り、本サービスの利用不能、物理的な紛失、事故および誤用等に起因する契約者の損害(対応可能なウイルスにより生じた損害を含む)につき一切の補償を行わないものとします。

2. 本サービスの利用に起因して契約者またはその他の第三者に生じた間接的、偶発的、付随的、結果的損害、逸失利益、特別損害に関して当社はいかなる責任も負わないものとし、一切損害賠償をする義務はないものとします。

3. 本サービスの提供に関連して当社が契約者又は第三者に対して負う責任は、インターネットマンションサービスの利用規約並びに利用規程を準用し算出した金額の金銭賠償に限られます。

(禁止事項)

第7条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはならないものとします。

- インターネットマンションサービスの利用規約並びに利用規程の禁止事項に該当する行為。
- 当社のサーバに不正にアクセスする行為。

(権利の帰属)

第8条 いかなる方法、形態及び利用においても、本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ及びその他すべての知的所有権は契約者に移転するものではなく、当社に帰属します。

(解約)

第9条 契約者は、インターネットマンションサービスの利用規約並びに利用規程に基づき、利用契約を解約することができるものとします。

本規程は2002年8月8日より実施するものとします。

2003年8月8日	一部改定	2009年5月1日	一部改定	2023年3月28日	一部改定
2024年2月1日	一部改定				